

[政策・見解：派遣労働者切りなど鳥取労働局に申し入れ](#)

投稿日時：2008-12-11 10:34:53 (1213 ヒット)

佐々木秀一 鳥取労働局長御中

2008年12月1日

日本共産党鳥取県委員会委員長 小村勝洋

同 不況・雇用等対策本部長 岩永なおゆき

鳥取県議会議員団 市谷とも子

鳥取市議会議員団 角谷敏男

岩美町議会議員 田中克美

サンヨーの派遣労働者などへの「雇い止め」「解雇」撤回への指導強化、違法派遣への緊急調査などについての申し入れ

三洋電機関係企業の派遣労働者の契約解除、「雇い止め」が予定されています。報道によれば、電子部品を製造する三洋電機のフォトニクス事業部(鳥取市立川町)が、同事業部で働く派遣社員約200人全員を今年10月から来年3月にかけて削減することが明らかになりました。また三洋エナジー(岩美町)の派遣社員の50人から70人が12月20日で雇い止めになるという通告がされています。

三洋電機は内部留保3974億円(2006年度、2007年度決算では黒字に転換)保有しており、もうけておきながら安易に「解雇」する大企業にたいして、法令順守、社会的責任が問われています。また地域経済にも多大な影響を及ぼすことは必至です。

労働局として以下の点で対応を急ぐよう要請します。

1、長期に派遣を受け入れながら、派遣法にもとづく「派遣先の直接雇用申し入れ義務」を怠っていないか調査し、そういう事例があれば直接雇用を指導すること。

2、今回、三洋電機が行おうとしている派遣労働者の「契約解除」は、労働契約法17条1項「使用者は期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」に違反している疑いがあります。「雇い止め」についても整理解雇の四要件を満たさない限りできないとの判例からみて違法の疑いがあります。

上記の点について調査し、必要な指導・監督をおこなっていただきたい。

3、「やむを得ない事由」によって「契約解除」する派遣労働者に対して、派遣法指針第2の6にもとづき、三洋電機が就職あっせんし、就業機会確保を行うよう指導されたい。

4、派遣労働者に対して、申告や労働組合への加入、労働審判など労働者の権利をまもる制度について周知徹底を至急行うこと。

また派遣会社の寮に入居している労働者にたいして派遣先、派遣元の責任で当面の住居として追い出しをしないよう要請を行うこと。

就職相談のなかで、生活、住宅確保のための相談についてもいねいに対応し、県や各自治体との連携をすすめるようにすること。国としても各省庁と連携して雇用促進住宅などを提供し、冬場の住宅確保をおこなうこと。

5、雇用保険の特別会計にためこまれた6兆円もの積立金を活用し、失業した労働者の生活と再就職を支えること。受験資格に必要な就労期間を12ヶ月から6ヶ月に、給付の上限を「自己都合」とされたものでも360日にするよう求めます。

6、労働基準局の監督官を増員すること。

深刻となる不況の影響から鳥取県民のくらしと営業を守る

緊急要求

鳥取県 2008 年 11 月補正予算、2009 年度予算編成にあたって

2008 年 10 月 27 日 日本共産党鳥取県委員会・同県議会議員団

アメリカのサブプライム住宅ローンに端を発した世界的な金融危機による損失は、国際通貨基金(IMF)の報告によれば、今後数年間で約百四十三兆円になると推計されています。

今回の金融危機の背景には、「金融と資本の自由化」という規制緩和によって、マネーが国境を超えて飛び回り、「預金から投資へ」のスローガンのもとで銀行と証券業務との垣根が取り払われ、国民のお金を預かる銀行がばくちに手を出すようになるなど、米国型の「カジノ資本主義」をはびこらせてきたことがあります。その結果投機マネーを拡大させ、二〇〇七年には金融資産が実態経済(全世界の国内総生産)の四倍にまで膨れ上がる(NHK報道)など、実態のない異常な経済状態を生み出し、その富は大企業や大金持ちに集中する一方、庶民は投機マネーによって吊り上げられた燃油や物価の高騰に苦しめられています。また、アメリカをはじめとする海外の需要に頼って成長を図ってきた日本経済も大きな影響を受けています。こういった状況の中で、今、日本経済の舵をどうとっていくのかが問われています。

麻生政権は、この事態を乗り切るため、中川昭一財務・金融大臣が「日本の経験をぜひ参考にさせていただく」と述べているように、一九九〇年代後半の銀行への税金投入を自画自賛し、新たな銀行への税金投入も計画しています。しかし、一九九六年三月から〇八年八月までの十二年間で12兆4000億円の税金投入が行われましたが、銀行の貸出残高は84兆円も減り、貸し渋り・貸しはがしが横行し、倒産がいつそう増加したことは歴史的な事実です。そして90年代後半からの超低金利政策は、銀行と大企業を助けると同時に、国民からは巨額の預貯金利息を奪い取りました。みずほ、三菱UFJ、三井住友の三大メガバンクグループは、政府の優遇策で、07年度の法人三税は330億円で税負担率1・8%(中小企業30%、平均的なサラリーマン20%)と、税金もほとんど払わず、07年度純利益は約1兆7000億円にものぼっています。更に、2008年3月期決算によると、この1年間で中小企業向け貸し出しを2兆7600億円も減らすなど、いつそうの中小企業への貸し渋りを続けながら、その一方で三菱UFJは米証券大手のモルガン・スタンレーに9500億円も出資するなど、米国の大手金融機関を支えてきました。こんな大銀行支援では、日本経済を立て直せないことは、すでに証明済みです。

日本の景気悪化は、自然現象ではありません。歴代自民党政府が、市場の規制緩和を容認し、日本経済の6割は国民の家計が支えているのに、「経済成長には大企業の国際競争力の強化が一番重要だ」として国民を犠牲にしてまで大企業の大もうけを応援しながら、その一方で派遣労働の拡大や国民のくらしを支える社会保障費は毎年2200億円もカットするなどして、内需と国民のふところを痛めつけてきた、異常な財界・大企業支援中心の政治に最大の原因があります。

今政治がとるべき道は、こうした財界・大企業のもうけを最優先にした政治を根本から転換し、雇用、社会保障、農業や中小企業、国民の生活を応援することによって、土台から経済の体質を改善することです。それこそが重大な局面を迎えている経済危機を打開する大道です。

そしてこの方向に沿って、①国際的な規制(ルール)を確立して「カジノ資本主義」と決別すること、②破綻の付けを国民に回さないこと(中小企業への貸し渋りや貸しはがし、大企業による派遣労働者など労働者の解雇を許さない)、③外需だのみから内需拡大に日本経済の舵取りを抜本的に転換することです。この道を国に求めると同時に、県政運営でも、県民生活と地元産業の支援で内需拡大を第一にした施策を強化されることを求め、以下の点を要望します。

一、雇用を増やし、人間らしく働けるルールの確立を

(1)世界金融危機、景気悪化及び二〇〇九年の派遣労働者の受け入れ制限期日により、派遣労働者の大量解雇が予測される。「鳥取県企業立地補助金」を交付している企業、とりわけ100名以上の派遣労働者を解雇する三洋電機に対して、派遣労働者の使用と解雇の実態を調査すること。違反がある場合は補助金返還を求めることや、正社員化の度合いなどを重要な判断基準とするなど、労働者と雇用を守るための条例改正をすること。

(2)「労働者派遣法」を「派遣労働者保護法」へと改正し、①派遣労働は一時的臨時的業種に限定し、登録型派遣は専門的業務に厳しく制限すること。②派遣受け入れ期間の上限は1年、派遣期間を超えた場合や違法行為があった場合は派遣先企業が直接雇用をしたものと見なすことなど、企業から労働者の権利を守るよう、国に求めること。

(3)補助金申請や児童虐待への対応の遅れなど県民サービスの低下が懸念される状況がある一方で、県職員の残業の大幅増加が見られる。経費削減のため県職員5%削減という一律の数値目標の設定による大規模人員削減や、全くの民間ベースで提案されている賃金カット、県民ではなく上司の顔色を伺うような職員評価制度をやめ、県職員が県民全体の奉仕者として働きやすい環境を整備すること。

(4)教職員の残業の実態を調査するとともに、「勤務手当」の削減をやめること。正規職員と同じ仕事を行っている非常勤職員を正規職員にすること。

(5)「官製ワーキングプア」をなくすため、県の仕事を受注する企業に対して、人間らしく働ける賃金などの労働条件や、下請けに対するダンピング禁止を義務づける「公契約条例」を制定すること。

(6)建設業者の仕事を増やすため、「小規模事業登録制度」や住宅リフォーム助成制度をつくること。

二、農林水産業、中小企業など鳥取県の地元産業を支えること

(1)世界「金融危機」を契機にした、金融機関による「貸し渋り・貸しはがし」が生じないよう関係機関への指導を徹底すること。また、銀行と保証協会による「責任共有制度」によって「貸し渋り」が懸念される。「責任共有制度」を中止し、もとの保証協会の全額保証にもどすよう国に求めること。

(2)燃油・肥料・飼料の異常高騰の重大な要因となっている投機マネーの規制を求めるとともに、高騰分の一部補てんを国に求め、県としても直接補填をすること。

(3) 汚染米の原因や日本の米価低落の一因と考えられるミニマムアクセス米の「義務的」輸入の中止を求めること。また、生産費が賄えるだけの米収入となるよう補填を国に求めること。

(4) 二〇〇八年七月に打ち切られたBSE「全頭検査」の国の補助金の復活を国に求め、同時に県の「全頭検査」を継続すること。また米国産牛肉の輸入は、アメリカ側の安全体制が確立されるまで中止するよう国に求めること。

(5) 学校給食の地産地消を拡大するため、米飯給食への補助について米飯回数や年限を限定せずに実施すること。米粉パンの製造や製粉機の購入・使用に対する助成を行うこと。県内食材の加工や保存施設の整備に対する県の補助を行うこと。

(6) 農業の新規参入者に対して生活費補助を行うなど、支援を抜本的に見直すこと。

三、増税負担増は中止し、県民のふところを温め、くらしを守る社会保障・福祉制度の充実を

(1) 緊急対策

今年の冬も灯油費助成を実施し、対象は生活保護世帯以外の低所得者にも拡大すること。年金、生活保護、児童扶養手当などの水準を物価高騰に応じて引き上げるよう国に求めること。減らされてきた1兆6200億円の社会保障予算(二〇〇二年度:3000億円、二〇〇三~〇八年度:2200億円)を復活させ、削減計画を撤回するよう国に求めること。消費税は低所得者ほど負担が大きくなり、応能負担という本来の税の原則に反する税である。消費税の増税を許さず、食料品非課税などの減税を国に求めること。

(2) 納税者の権利と消費者保護

人権侵害に及ぶような滞納整理の強化はやめること。県が準要保護世帯の自動車税滞納に対して、法律で禁じられている児童手当の差し押さえを行ったことは、生存権を脅かす人権侵害である。その後、この家族の子どもは、学校給食費や高校の教材費が滞納となり、高校生のアルバイト代の振込み通帳とキャッシュカードを学校が取り上げ、貧困と学校側の権利侵害という二重の苦しみを子どもに与えることとなった。生活困窮者に対する無法で過酷な滞納整理や学校による人権侵害はやめること。

多重債務や税・公共料金の滞納に対して、生活支援の立場で相談にのる全庁的な機関や相談窓口を県及び市町村に設けること。

(3) 高齢者対策

- ① 後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めること。後期高齢者医療保険料、介護保険料は月額1万5千円以上の年金受給者の場合、年金から天引きとなる。さらに65歳以上74歳までの国民健康保険料の年金天引きも始まった。二〇〇八年十月からは住民税の年金天引きも予想され、年金天引きの手法は拡大の一途である。こうした年金天引きにより、わずかな年金だけで生活している高齢者は食事や通院の回数を減らすなど、最低限度の生活が侵害される事態が県内でも起こっている。一方、社会保険庁による月額給与額の入力ミス(意図的なものもある)や需給漏れなど解決されていない。県は国に対し、高齢者の同意もなしに、なんら弁明の機会も付与されずに保険料を強制徴収する過酷な年金天引きをやめるよう求める

こと。

- ②「消えた年金」「消された年金」問題は、一人たりとも被害者を残さないように、一日も早く国の責任で解決するよう求めること。
- ③ 来年度の介護保険報酬見直しに向けて、報酬引き上げを国に求めること。地域包括支援センターの人的体制強化など県としての支援を強めること。

(4) 医療問題

- ① 東京で脳出血した妊婦がたらいまわしとなったが、鳥取県内の周産期医療センターの当直体制や連絡体制を再点検し、当直医の一人体制などの問題があれば改善を図ること。
- ② 国民健康保険証の事実上の取り上げとなる資格証明書の発行の中止、少なくとも18歳までの子どもがいる世帯への発行はやめるよう市町村に求めること。国保料を引き下げのため、県独自に国保会計補助をすること。
- ③ 「医療費適正化計画」に盛り込まれた、療養病床の縮小計画はストップし、国に対して「計画」の押し付けはやめるよう求めること。
- ④ 国が廃止したがん検診への補助の復活を求めると同時に県としても補助すること。がんの入院及び外来医療費の高額医療費の受領委任払制度の実施を市町村と医療機関に働きかけること。
- ⑤ 難病・慢性疾患に対する県の医療費助成の対象を拡大すること。

(5) 障害者問題

- ① 来年度の障害者自立支援法の見直しに当たり、「応益負担」の廃止、報酬単価の大幅な引き上げと日額払いから月額払いへの改定、障害者の生活の希望が盛り込まれた障害者認定制度への改善などを国に求めること。併せて、現在の法律では対象外となっている難病やてんかんなども含めた全ての障害者が対象となり、必要な支援が受けられる「総合的福祉制度」の設立を国に求めること。
- ② 鳥取県の小規模作業所補助金は、「日額払い」や「日額100円の利用料」制度が導入されたことで、補助金額が大幅に減少している作業所も出ている。作業所が見通しを持って運営できる、従来の月額払いにもどすこと。また県は平成二十三年度には基本的には補助金を廃止し、自立支援法の新体系に移行することを計画しているが、小規模作業所は、保護者が障害者の特性に合わせて設立してきた経過を踏まえると、自立支援法による新体系の枠組みでは、定員人数や経理、財産管理の点で無理が生じており、新体系への移行は困難との声が出ている。よって平成二十三年以降も県の補助金を継続すること。
- ③ 県の「小規模作業所工賃三倍化計画」では、企業からの下請け工賃単価について、実態調査や引き

上げのための検討もされていない。通常に比べて安くなっている下請け工賃単価の実態調査を行い、引き上げのための手立てを打つこと。

- ④ 自立支援法の対象からはずれている難病患者への対策は、小規模作業所への補助金と医療費助成と医療相談にとどまっている。実態調査を行い、調査結果にもとづいて必要な支援を検討すること。
- ⑤ 障害者家族、特に精神・知的障害者の家族に対して、「介護見舞金制度」のような、家族支援金制度を創設すること。

(6)住宅対策

- ① 県営住宅の駐車場に、個人契約ではなく住民が共有して使える、在宅医療、訪問看護、訪問介護の車両が優先的に駐車できるスペースを設けること。

県営住宅に空きがなく、低所得者や高齢者、障害者の住居が保障できない。県営住宅の増設及び民間住宅への家賃補助(生活保護世帯以外の低所得者に対して)、また廃止が検討されている雇用促進住宅の活用など、県は積極的に生活困窮者に対して住まいの保障をすること。

燃油、肥料・飼料や資材の高騰、深刻となる不況の影響から

鳥取県農業と農家の経営を守る緊急要求

2008年11月 日本共産党鳥取県委員会

鳥取県農業と農家の経営を守る緊急「こんな米価では作る人がいなくなる」、「不作に消費低迷で、いよいよ梨の木を切るかと迷っている」、「安全な国産がほしいのに輸入品ばかり」・・・。

いま、鳥取県の農業は、農家経営が成り立たなくされ、食料自給率が異常な水準に低下するなかで、燃油や飼・肥料、資材の高騰、不況の深刻化による需要の冷え込みが追い討ちをかけて、その存亡がかかった歴史的な危機に直面しています。

この間の、米価の暴落を野放しにし、「競争力」がないなどとして中小農家を切り捨て、4割もの減反を押し付ける一方で、アメリカや財界のいいなりに国民の食料を際限なく海外に依存してきた歴代自民党政府の農政のつけは、MA米が8割を占める事故米問題に象徴されるように、食の安全が根本から脅かされる事態にまで及んでいます。

事態をいっそう深刻にしているのが、世界の食料需給のかつてないひっ迫です。この数カ月、輸入穀物を原料とする食品や飼料があいついで値上がりし、中国製冷凍ギョーザ事件などに見られるように、食の海外依存の危うさはいよいよあきらかです。

農家も消費者も、日本と鳥取県の農業と食料とがどうなるのか大変心配し、県民のなかに安全な国産・県内産農産物を求め、農政の見直しを願う声がかつてなく高まっています。

日本共産党は、こうした激変する内外の食料情勢に対応し、国民の不安や願いに真正面からこたえて、三月七日、「食料自給率の向上を真剣にめざし、安心して農業にはげめる農政への転換を——日本共産党の農業再生プラン」を発表しました(日本共産党のホームページに掲載)。

そこでは、食料自給率向上を当面50%台に回復することを最優先課題に位置づける農政をめざし、次の四つの転換を提言しました。

- 提言1 持続可能な農業経営の実現をめざし、価格保障・所得補償制度を抜本的に充実する
- 提言2 家族経営を維持するとともに、大規模経営をふくむ担い手育成で農地を保全する
- 提言3 関税など国境措置を維持・強化し、「食料主権」を保障する貿易ルールを追求する
- 提言4 農業者と消費者の共同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす

日本共産党は、この「再生プラン」にもとづく対話や共同をすすめるとともに、今年さらに進むと思われる米価の暴落、飼・肥料や資材の高騰、不況の深刻化による消費と価格の低迷など、鳥取県農業と農家経営の危機を打開するため、次の緊急要求の実現のために奮闘する決意です。

そして、この危機を、県政をはじめ地方政治が基幹産業である農業の振興を経済政策の大黒柱にすえて、外需だのみから内需中心、循環型へ経済の軸足を転換する 転機にすべきと考えています。どうか、忌憚のないご意見をお寄せいただき、ともに力を合わせていただくよう心からよびかけるものです。

【農家経営の危機を打開し、農業を県の基幹産業として支えるための緊急要求】

(1) 燃油や肥・飼料、資材の高騰に対する緊急対策として、県や市町村が以下の対応をおこなう必要があります。

① 石油や肥料、資材の高騰分を補填するため、国の新たな支援策の対象外となる農業者を支援する措置を講ずること。

② 経営環境激変への対応がより困難な新規就農者へ、支援措置の拡充をはかること。

③ 原油や穀物価格の高騰の影響を最も強く受け、存亡の危機にある酪農や畜産への支援は待ったなしです。高騰分の補填とともに、特別枠を設けて金融支援策を講じること。飼料稲をはじめとした国内産飼料の増産へ、支援措置を拡充し、きめ細かい耕畜連携を推進すること。

④ 政府に対して、以下の対策を強く求めること。

1) 新しい支援策の効果を高めるために、使い勝手が悪いとの声があがっている「3戸以上のグループ」や「2割以上の削減に資する取り組み」などの条件を大幅に緩和すること。

2) 酪農経営を維持するために不可欠の乳価の1キロ30円以上の引き上げをめざして、当面20円の引き上げが必要です。また、現在加工乳などに支払われている交付金を「生乳」にも広げること。加工乳、チーズ用乳についても、交付金を引き上げて手取り乳価を大幅に引き上げること。

3) 肉牛、養豚、養鶏などについて、特別マル金対策などを実施して畜産経営の安定対策を講じること。

4) 原油や穀物価格高騰の主要原因である国際的な金融投機を規制・中止させるための対策をとるとともに、国際社会にも働きかけること。

(2) 汚染米の原因や日本の米価低落の一因と考えられるミニマムアクセス米の「義務的」輸入の中止を国に強く求めること。あわせて生産費が賄えるだけの米収入となるよう補填を求めること。

(3) 鳥取県を代表する特産品である 20 世紀梨は、価格低迷と後継者不足などにより、栽培面積、出荷量、栽培農家の激減に直面している。加えて今年は、交配時の長雨などの異常気象みまわれて極端 な不作となり、価格が再び暴落、梨農家の経営はかつてない危機的状況にある。貴重な特産品の梨を守る対策として、次の点を緊急に実施する必要があります。

- 1) 緊急の越年・つなぎ資金として、返済期間を 5 年程度とする無利子融資を実施すること。また一昨年の災害資金の返済についても、希望に応じて償還延期などの措置をとる。
- 2) 現在果樹共済の「被害申告」が行われているが、被害認定農家に対する共済金を年内に支払うこと。また国に対して果樹共済金の 2 割足きを 1 割にし、被害救済を充実させること、及び、ハウス栽培の梨を路地栽培と区別した制度に改善するよう求めること。
- 3) 市場価格が生産費を下回った場合に生産費を満たす額を保障し、再生産を下支えするよう国に働きかけるとともに、県と市町村でも必要な施策を実施すること。また、栽培面積に応じて所得を保証する所得補償についても合わせて導入、実施すること。

(4) 2008年7月に打ち切られたBSE「全頭検査」の国の補助金の復活を国に求め、県の「全頭検査」を継続することが必要です。また米国産牛肉の輸入は、アメリカ側の安全体制が確立されるまで中止するよう国に求めること。

(5) 学校給食の地産地消を拡大するため、米飯給食への補助について米飯回数や年限を限定せずに実施すること。米粉パンの製造や製粉機の購入・使用に対する助成を行うこと。県内食材の加工や保存施設の整備に対する県の補助を行うことなどを、県と市町村が実施するようにします。

(6) 農業の新規参入者に対して生活費補助を行うなど、県と市町村の支援を抜本的に強める必要があります。

[政策・見解：当面の県政運営と2007年度6月補正予算に対する要望](#)

投稿日時：2007-5-21 16:07:19 (1647 ヒット)

鳥取県知事

平井 伸治 様

2007年5月9日

日本共産党鳥取県議会議員団

団長 市谷知子

当面の県政運営と2007年度6月補正予算に対する要望

この間、国民の間に格差と貧困が大きく広がっています。その最大の原因は、自民党政治が、大企業を応援し、その横暴を野放しにする一方で、庶民に増税負担 増と社会保障改悪、労働法制の改悪などを押し付けてきたことにあります。しかし小泉政権に代わって誕生した安倍政権は、この貧困と格差を広げる政治を反省 するどころか、更なる国民への負担増を行いながら、その一方で低賃金やサービス残業、偽装請負などの違法な働かせ方で史上最高の利益を上げる大企業や大金 持ちに対して、大減税の大盤振る舞いをし、貧困と格差をよりいっそう広げる政治をすすめています。

また、安倍首相は、「在任中に憲法を変えたい」と明言し、憲法を改定して、「日本を海外で戦争する国」に変えようとしています。

安倍政権が国民のくらしと平和を脅かす方向へ暴走している中であって、地方自治体が「国の悪政の下請け機関」となるのではなく、「住民の福祉の増進をはかる」という地方自治法に示された本来の役割を發揮することが、これまで以上に求められています。

上の立場から、以下の点を求めます。

(1) 憲法を守り生かした県政を

- ① 憲法改定に反対すること。
- ② 与党が強行しようとしている「国民投票法案」へ反対の態度を明らかにすること。
- ③ 自治体と住民を戦争に動員する、「国民保護訓練」は中止すること。

(2) 住民負担増と社会保障切捨てに反対し、くらしと福祉を守ること

① 国の定率減税の全廃による6月の住民税増税を中止するよう国に求 めること。また国の増税による負担増から県民を守る軽減策をとること。また住民に対し、軽減策を周知徹底すること。連動して各種公共料金の引き上げはしないこと。

② 高すぎる国保料を引き下げのための県独自の支援策をとること。また国保証の取り上げはやめるよう市町村に徹底すること。特に、失業や病気などで所得が減少した世帯、母子世帯、子育て世帯への取り上げは絶対にやらないこと。

③境港済生会病院に産婦人科医を配置するため対策を講じること。不足している看護師養成をすすめるため、県内看護学校の定員を増やすこと。

④介護保険制度の充実のため次の手立てをとること。

・市町村まかせにするのではなく、高齢者が安心して介護をうけることができるよう県として責任をもち、減免制度をつくるため市町村への支援や、独自支援策をもつこと。

・「介護予防」の名による「介護とりあげ」（介護ベット、車イス、ヘルパー、デイサービスなどのとりあげ）や利用制限がおきている。実態調査を行うこと。また高齢者の実態を反映した介護認定へ改善をすすめ、利用制限をやめさせること。介護ベットの購入やレンタル等への県独自の助成をすること。

・一昨年10月から介護施設、及び昨年10月から国の改定に連動して行われた県特別医療費助成制度の改定により医療型療養病床での居住費・食費の全額自己負担が行われ、退所やヘルパーやショートステイの日数を減らすなど必要な介護が受けられない状態が生まれている。国に改善要求すると同時に、県として負担軽減をすること。医療型療養病床での県特別医療費助成制度による支援を復活させること。

・米子市で地域包括支援センターの委託をうけた事業者が、採算が合わないことを理由に事業を返上する事態が生まれている。昨年4月に国の設定によって、ケアプラン作成報酬が軽度者は重度者の約1/2となった。（要介護1・2は10,000円、要介護3～5は13,000円）、包括支援センターが受け持つ要支援1・2は4,000円で、さらに米子市は事業者に1000円差し引いて3000円で委託）。プラン作成にかかる作業に軽度も軽度もない。ケアプラン作成の仕事に見合った報酬（15,000円）にすることを国に求めること。同時に県として実態調査をし、市町村及び包括支援センターへの支援を行い、軽度者が介護から排除されることがないようにすること。

⑤障がい者の負担を軽減し、生活と自立を支えるため次の対策をとること。

・「障がい者福祉」の理念と相容れない、障害者自立支援法の「応益」負担の撤回を国に求めること。

・県が従来支援してきた小規模作業所や児童デイサービスセンターは、小規模で多くの地域に存在することによって、①小規模で決め細やかに対応でき障がい者が安心してすごせる②通いやすい③選択肢ができるという点で、障がい者の自立を支える上で有意義であった。法にのらない小規模事業所や児童デイサービスセンターの役割を改めて認識し、事業所の運営が続けられるよう、県独自の自立支援策（助成制度）を継続・充実させること。また支援策は、法律の「日額払い」ではなく、障がい者の特性に合って、事業所が成り立つ「月額払い」とすること。年金の少ない障がい者への「応益負担」や「自己負担」はやめること。「自立支援」の観点に、「仕事」だけでなく「居場所があること」も入れること。特に障がい児は子育て支援の観点からも、従来児童デイサービスが担ってきた「放課後の居場所」「社会とのかかわり」の役割がはたせるような支援を行うこと。

・施設退去を迫られた障がい者の住む場所を保障するためにも、民間住宅を公営住宅として借り上げをする

か、公営住宅並みの家賃となるよう助成をすること。

- ⑥ ⑥特別医療費助成制度の改悪は中止し、充実をさせるため次の対策をとること。
- ・福祉医療の理念と相容れない「応益負担:1割負担」の導入はやめること。
 - ・障がい者への医療費有料化は中止をすること。
 - ・所得制限の導入をやめること。
 - ・薬局での負担や、治療の一環である食事療養費の自己負担導入はやめること。
 - ・子どもの医療費は窓口負担なしの完全無料化し、小学校卒業まで無料にすること。
 - ・月額負担上限は、一医療機関ごとではなく複数の医療機関の合算で行うこと。

⑦生活保護・就学援助について

- ・国民の生存権保障である、生活保護の申請書の交付を制限しないこと。
- ・就学援助に「修学旅行」の支度金を入れること。

(3)「民営化万能論」の押し付けに反対し、住民本位で効率的な行政を実現すること

- ①「鳥取県産業技術センター」が独立法人化されたが、利用料の負担軽減を行うなど、地元中小業者が技術開発支援を受けやすいしくみをつくること。
- ②消防のこれ以上の広域化はやめ、きめ細やかな消防・防災活動ができる規模に改変し、消防職員の数を増やすこと。
- ③保育所の民営化は、設置運営主体の規制緩和により、営利企業も参入できるしくみにすることによって、保育の公的責任を後退させることにつながる。そのことは、子どもの発達保障権を奪い、応益負担の導入などによって保育を「もうけの道具」に変質させるおそれがある。県としての保育所の「充実の基準」(例えば1歳児は国の保育士基準1:6を1:4.5にしている)を維持しさらに充実すること。
- ④学校の統廃合やバス路線の縮小統合によって不便になっている通学や交通手段を確保するため、バス運賃の無料化や低料金の「パス券」発行を広げるため支援を行うこと。
- ⑤建築検査を民間まかせにしたことが耐震偽装事件の最大の原因である。改定された建築基準法では構造計算書の判定は県が責任をもって行うこと。

(4)地域経済を振興し、安定した雇用の拡大を

- ①まちづくり三法改正の趣旨を生かし、無秩序な大型店出店を規制する「まちづくり条例」をつくること。
- ②県の企業自立サポート事業の制度融資の利率引上げは行わないこと。小口融資制度の改正(H19年10月)にともなって信用保証協会100%保証から信用保証協会80%金融機関20%保証となるが、銀行主導の貸し渋りが起きないように監視・指導すること。融資を受ける条件の債務残高が8000万から1250万となり、融資が受けられない業者が増える可能性があるため、業者の実情を勘案して融資を行うこと。
- ③賃貸住宅に限定されている住宅リフォーム助成を、一般住宅にも拡大すること。
- ④小規模事業登録業者制度をつくり、地元業者の仕事を増やすこと。
- ⑤建設労働者の生活費が保障できる、事業の基準単価を設けること。
- ⑥「企業立地事業補助金条例」を正規雇用が増えるよう改善し、雇用実態の報告の義務付け、違反時の罰則規定を設けること。契約企業が他企業に経営譲渡した場合は補助金を返還させること。

- ⑦若者の雇用定着や技術習得のために行う企業の研修に対し助成をすること。
- ⑧国の「担い手」の認定からはずれた中小農家が農業を続けられるよう独自支援を行うこと。
- ⑨学校給食の地産地消をすすめる農業者・団体に助成をすること。
- ⑩県の「間伐材搬出促進事業」の搬出経費単価が 4300 円／m³から 4000 円／m³になったが、元に戻すこと。

(5) 子どもたちの豊かな成長を保障する教育をすすめ、子育てを支援する取り組みを強めること。

- ①子ども同士、学校同士を競わせ、教育をゆがめる、「全国いっせい学力テスト」、「学区自由化」、「学校バウチャー制度」に反対をすること。
- ②県が私立学校に導入している生徒数で補助金を決める「バウチャー制度」をやめ、学校の特色ある取り組みを支援する助成金制度を拡大すること。
- ③侵略戦争肯定の教育や「日の丸・君が代」を子どもや教職員に強制しないこと。
- ④引き上げた高校授業料を元に戻すこと。
- ⑤子どもたち一人一人にゆきとどいた教育と学力を保障するため、30 人学級を中学校まで広げること。
- ⑥国の放課後児童クラブの「250 日開設」規定の実施は、今年度から 3 年間の移行期間が設けられているにもかかわらず、県は実施主体の市町村や学童保育関係者・保護者にも周知徹底せずに、一方的に 250 日開設しないクラブへの補助金減額を決め、市町村や現場を混乱させ、また子育て支援にも逆行している。移行期間の 3 年間は従来どおりの補助金とすること。また、現在の学童保育の補助金は、子どもたちの生活・遊び・様々な体験の保障、それを支える指導員の十分な身分保障がされないものとなっている。子どもの豊かな生活を保障する学童保育の基準をもち、それに見合った補助金とすること。
- ⑦学校の評価は、本来協力して教育をすすめるべき、教員や学校と保護者、子どもの間に亀裂を生むおそれがある。また外部評価は、関係者以外の圧力や恣意的な判断が入り込み、子どもの成長や発達を目的とした教育の目的から逸脱する可能性もある。外部評価制度は慎重にすること。
- ⑧教員の評価制度の導入は、子ども中心の教育から「評価のため教育」へと変質させ、教員を萎縮させ、本来の教育の役割が発揮できなくなる。教員の評価制度の導入は中止をすること。
- ⑨保育料を第一子から軽減すること。
- ⑩母子家庭を支援する、児童扶養手当の削減を中止するよう国に求めること。県としての支援策を充実すること。

(6) 中海の再生にむけてのとりくみを強めること

目的を失い破綻した中海干拓・淡水化事業が完全中止となって 5 年近くが経過する。事業中止後、中海の原状回復・再生を求める住民運動はおどろくほどの広がりを見せている。大学、研究者と住民、漁業者、ボランティアグループ、企業、マスコミをも含めた共同の広がり、中海再生が単に環境問題にとどまらず、地域の経済(農漁業・観光)、文化、スポーツ、子育て、そして安全にとって、また米子、境港を中心とした西部地域の真の発展にとっても欠かせないものであり、全住民の願いであることを示しています。

県はこうした住民の切実な要求とたゆまぬ努力を全面的に深く受け止め、次の点でとりくみを強めることを改めて求めるものです。

- ①原状回復は基本的には、事業者である国の責任で行われるべきであり、そのことを国に強く求めること。

②同時に住民や研究者による調査・研究にもとづく中海再生プロセスが正しく行われるために、県が現在すすめている調査・研究の到達を公表し、それを生かして住民と共に再生にとりくむ姿勢を一層発展させること。

③両堤防開削等により、反時計まわりの潮流をとりもどし、自然の浄化力を回復するための、科学的アセスメントを行うこと。

④三河湾で成果をあげている(効果が確認されている)干拓窪地の埋め戻しについて検討すること。

⑤可能なところから浅場の造成、渚の回復をはかること。

⑥漁業振興に本格的にとりくむこと。

⑦中海回復のための自然再生協議会の立ち上げに積極的にとりくむこと。

⑧大橋川の拡幅は地元住民の合意なしに同意しないこと。県民の生命財産を守ること。科学的にアセスメントを強く求めること。

(7) 同和事業をはじめとした無駄や不公正、腐敗政治を正し、清潔で公正な政治を

①不公正で差別解消につながらない同和対策事業・同和教育を完全終結すること。

②見通しのない米子空港の滑走路延長事業は中止をすること。

③人権条例は廃止すること。

④中断している県庁の裏金問題の解明と再発防止を行うこと。

⑤政務調査費の領収書添付を義務付けること。

(8) 地方自治、地域社会の崩壊につながる国の施策に反対すること

①道州制の導入は単に「都道府県の再編」ではなく、国の仕事を外交・防衛などに限定し、社会保障や福祉などの仕事を地方自治体に押し付けて、住民自治を奪うものです。政府や財界のビジョン(「日本21世紀ビジョン」「奥田ビジョン」)は、導州は10程度、基礎自治体は300程度(人口約30万人)という構想で共通しており、地方自治と地方自治体を崩壊させるものです。道州制導入に反対すること。市町村合併に反対すること。

②「三位一体改革」によって、国の責任放棄につながる教育や福祉の補助負担金の削減とそれに伴う税源委譲が行われた一方、地方交付税の大幅削減で、地方自治体の財政が大きな打撃を受けている。貧富と格差の広がりのもとで、地方自治体の財政上の格差を解消するためにも、財源保障・調整機能をもつ地方交付税の一方的な削減と制度改悪に反対し、地方財源の充実を求めること。

[政策・見解：共産党県委員会が片山知事に要望](#)

投稿日時：2006-12-30 17:19:01 (1961 ヒット)

日本共産党鳥取県委員会は以下を片山知事に予算要望し、知事との懇談の席で裏金問題などを追及しました。(記事は鳥取民報)

鳥取県知事 片山善博 様

2006年12月27日
日本共産党鳥取県委員会
委員長 小村 勝洋

2007年度県予算編成と施策に対する重点要望書

小泉構造改革のもと、日本は、格差と貧困が広がる一方のいびつな社会になりつつあります。そのなかでも鳥取県は、丸ごと切りすての対象とされ、県民は耐えがたい痛み・苦しみをおしつけられてきました。ところが小泉内閣を引き継いだ安倍内閣は、小泉路線をいっそうおしすすめ、庶民大増税に医療・福祉・教育の制度改悪と連続する悪政に、国民は、「死ねということか」と怒り、「息の根をとめられるのではないか」との不安に襲われています。

いま県民が県政に期待していることは、福祉や子育て・教育の施策を後退させることなく、国の悪政から県民の暮らしを守る施策を拡充することであり、県民がそれぞれの地域で暮らしつつげられるよう支援することです。

私たちはこのような立場から、県政に対する重点要望をまとめ提出いたします。真摯にご検討いただき、積極的に実現を図られるよう要請するものです。

【1】増税・負担増から県民の暮らしを守る施策を拡充する

- (1) 徴収された増税分は、高齢者や低所得者、障害者の負担軽減策に振り向けること。
- (2) 県独自の負担軽減策を実施すること。国に対し、いま実施している増税の中止・見直しを求めること。
- (3) 税金滞納者の徴収業務の外部委託をやめること
- (4) 公共料金の引き上げはおこなわないこと。高校授業料を17年水準にもとに戻すこと。

【2】子育て・教育の充実をはかる

- (1) 就学前までの子どもの医療費助成を来年度から実施すること。引きつづき、助成対象年齢の引き上げに計画的にとりくむこと。
- (2) 母子扶養手当の手続きに際し、民生委員のサインを不要とすること。
- (3) 認定子ども園の県基準について、給食の外部搬入をやめ、保育士配置は30人に1人とし、保育に欠ける子どもの認定を自治体がおこなうなど、子どもの発達権が守られるものとする。
- (4) 改悪教育基本法の具体化にたいしては、憲法にもとづく教育行政をすいしんすること。
- (5) 小中学校の30人学級を全学年に広げること。実施する市町村に支援すること。
- (6) 教職員を加配して教師の負担軽減をはかり、いじめなどの早期発見に対応できるようにすること。
- (7) 学力テストを実施しないこと、結果の公表をやめること。
- (8) 放課後子どもプランの実施に当たっても、現在県独自におこなっている小規模学童保育を引きつづき実施し、指導員の身分保障など充実をはかること。
- (9) 高校普通科の学区制を復活・維持すること。
- (10) 教職員への評価制度導入は、すべての子どもに目がゆきとどく教育に逆行するものであり、ただちにやめること。
- (11) 自由な交流の障害となり差別解消に逆行する同和教育はすべて廃止すること。

【3】介護・医療・障害者など福祉の充実をはかる

- (1) 増税により非課税から課税世帯になった人の福祉サービスを従来どおりおこなうこと。
- (2) 介護保険料・利用料の減免制度をつくること。市町村がおこなう減免措置にたいし支援をおこなうこと。
- (3) 施設利用者にたいする食費、居住費の負担軽減制度をつくること。
- (4) 軽度の高齢者にたいする介護ベッド、車イスとりあげを中止するよう国に求めること。
- (5) 地域でとりくんでいる介護予防にたいし財政支援をおこなうこと。
- (6) 国民健康保険税(料)の引き下げのため市町村への支援をおこなうこと。
- (7) 国民健康保険税(料)の払えない低所得者から国民健康保険証とりあげをやめるよう指導すること。
- (8) 障害者自立支援法による負担増に苦しむ障害者と家族を財政支援すること。
- (9) 障害者は負担増、サービス利用の削減、施設は経営悪化など、噴出している障害者自立支援法の矛盾のおおもとになっている「応益負担」原則を撤回するよう国に求めること。
- (10) 小規模作業所への支援、障害者の負担軽減措置など、県独自の支援策を実施すること。
- (11) 県独自の小規模作業所設置の際、自己負担をなくすこと。
- (12) 施設を退所せざるを障害者が入居できる住宅を確保すること。
- (13) 特別医療費助成制度の維持および充実をはかること。
- (14) 自治体病院など県内医療機関の小児科、産科、精神科などの医師不足の解消をはかるため県独自の対策を強化すること。県として国に積極的に働きかけること。

【4】雇用と地域経済の振興をはかる

- (1) 日本経団連など財界が求めている労働法制の規制緩和に反対し、国にたいし導入に反対の意思を明らかにすること。
- (2) 教育、保育、医療、介護、消防など県民生活に必要な分野における独自の雇用拡大にとりくむこと。
- (3) 県内事業所に高校卒業生の受け入れ、青年を正規雇用するよう強く求めること。
- (4) 「県内雇用の確保」を目的の一つにして上限10億円の企業補助金を出しているが、正規・非正規の雇用形態さえ把握していない。実態調査をすること、誘致企業に対して地元からの正規雇用を強く要求すること。

と。

(5)大型店の出店を規制し、地元業者の営業を守るために、小売商業調整特別措置法の活用、まちづくり条例の制定など、県の権限で実行可能な措置を積極的にとること。

(6)兼業・中小農家を切りすてる国の施策を推進するのではなく、鳥取県の農家経営の実態にみあった独自の支援策をすすめること。

(7)市町村の学校、病院などでの地産地消を促進する県の支援策をすすめること。

【5】ムダな開発は中止をふくめた見直しをすすめる

(1)ジャンボ機就航の見通しのない米子空港滑走路延長事業は、凍結・中止すること。

【6】同和行政の特別扱いをやめ、一般行政の充実をはかる

(1)同和行政は廃止し、残事業は一般行政の充実で対応すること

(2)人権条例見直し検討委員会の検討を尊重すること。

【7】中海の再生をはかる

(1)ラムサール条約の指定を受けたいま、この間中海再生に向けて進んできた住民・研究者・企業関係者・行政・マスコミも参加しての調査研究、再生事業の立案の成果をまとめ、中海の浄化事業による利用を住民とともにすすめること。

(2)中海再生の基本的課題は①森山、大海崎両堤防の開削による反時計回りの流れをとりもどすこと、②干拓等による浚渫窪地の埋め戻し、浅瀬づくり、③農畜産系、一般家庭からの排水の浄化等です。これらを着実にすすめるために当面次の施策を実施すること。

①三河湾のとりにくみに学び、浚渫窪地を埋め戻すこと。

②自然再生法を活用し再生にとりくむため、自然再生協議会の設立すること。

③漁業調査にもとづく水産振興につとめること。

④森山堤防の底部が60メートルとなるよう求めること。

⑤引きつづき大海崎堤防の開削を求めること。

⑥大橋川拡幅は、弓浜半島の水害、農業被害が予測されるので同意しないこと。

⑦小中学生の中海調査に対し県も助成すること。

【8】県土の自然と環境を守る

(1)島根原発の増設やプルサーマル計画は事故がおきれば鳥取県西部も重大な被害をこうむることになる。この計画に反対するとともに、原発関係自治体の範囲を半径50km圏内とするよう国に働きかけること。

(2)江府町笠良原において大量の地下水汲み上げを予定しているサントリー水工場の操業は、県土の自然環境の保全と既存の地下水の利用関係に関わる重大な問題であり、大規模な地下水の利用と保全を規制する条例を制定すること。

【9】県民から信頼される行政を確立する

(1)裏金を生み出した要因を解明して今後のとりにくみに生かすうえでも、行政の継続性・一体性という点からも、裏金問題の調査対象を片山知事就任前に広げること。

(2)公正さを担保するために裏金問題を調査する第三者機関をもうけること

(3)経済産業省の研究報告で、「職場のチーム力と人材育成機能を壊す」構造的欠陥が指摘された人事評価制度を中止すること。

【10】平和憲法を行政に生かし、県民の平和と安全を守る

- (1) 憲法の改定に反対し、平和的民主的条項と地方自治を守ること。
- (2) 周辺事態法など昨年成立した有事法は、日本の軍事化としてアジア諸国から警戒されている。その有事法のなかで、唯一平時に発動されるのが国民保護法であり、国民保護計画はその具体化である。県は、平時の戦争訓練である国民保護計画による実働訓練を中止するとともに、市町村に実施をもとめないこと。
- (3) 米軍機の低空飛行訓練や美保基地の強化に反対すること。
- (4) 中国地方における低空飛行訓練の根源となっている岩国基地の再編強化に反対すること。

以 上

[政策・見解：75歳以上医療制度で広域連合準備会に申し入れ](#)

投稿日時：2006-12-27 18:30:50 (2042 ヒット)

日本共産党鳥取県委員会は広域連合準備会に75才以上医療制度で以下を申し入れました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会

会長 竹内 功 鳥取市長 様

2006年12月22日

日本共産党鳥取県委員会

委員長 小村 勝洋

要請書

日吉津村の12月議会において広域連合規約案が上程できない事態が生じ、来る26日に臨時議会を開催して提案することになりました。この事態の背景には、規約案の内容が、広域連合を構成する自治体および住民の意向に必ずしもそったものではないという問題があると、私たちは受け止めています。

規約の内容および12月議会をふまえ、以下のことを要請するものです。

(1)鳥取県後期高齢者医療広域連合規約について次の諸点の見直しを要請します。

- 1、広域連合議会の議員の定数13人を増員し、全市町村から1名は選出できるようにすること。
- 2、市町村の議会が広域連合の運営に関与できるよう、市町村議会に対する報告を保障する規定をもうけること。
- 3、被保険者の意思を保険料や資格証明書発行などの決定、広域連合の運営に反映できる仕組みをもうけ、規約に明記すること。
- 4、情報公開の規定をもうけること、とりわけ被保険者や自治体に義務を課す決定を行なう場合には、事前および事後において情報公開を保障すること。

(2)規約見直しの趣旨は以下のとおりです。

- 1、定数を少なくした理由は、迅速な処理、経費削減といわれていますが、広域連合は構成自治体および被保険者に義務を課す権限をもっており、連合議会に1人も代表をださない自治体があるとうことは、連合の民主的運営の観点から問題があります。

日吉津村の事態の背景にある問題もこの点ですし、規約案策定の過程で何人かの首長から意見がだされたとうかがっています。

- 2、連合の運営には可能な限り構成自治体が関与できるようにすべきであり、そのため、市町村議会への報告義務を保障することが必要です。

- 3、国会の質疑で厚生労働省は、「75歳以上の方々のご意見をふまえて運営すべきということは、おっしゃる通りでございますので、何らかの形でそうした努力をしていただきたい」と答弁しています。被保険者に義務を課す以上、この答弁の趣旨にそった努力を尽くすべきです。
- 4、被保険者などの「知る権利」が担保されるよう、規約に情報公開が明記されることが時代の要請にかなった措置です。

以 上

政策・見解：鳥取市議選の政策

投稿日時：2006-9-30 23:44:29 (1849 ヒット)

鳥取市議選の政策

鳥取市議選挙に日本共産党の村口えい子、角谷敏男の両市議、伊藤いく子、蓮仏治己、すいづ文恵の各氏が立候補します。

福祉・くらし応援、学校、子育て支援、街づくり、ゴミ・環境の五分野での政策を訴えています。

① 介護保険・くらし応援)の減免制度の拡充と国保料の一世帯一万円引き下げ、住民への各種措置の中止を…。市は住民税や国保料が払えない人には市営住宅の申し込みや人間ドック受診をさせません。水道料金が払えないと給水停止で、毎年千件以上が給水停止です。その一方で、自公政府がすすめた介護保険の改悪、障害者支援の後退などを歯止め無くすすめています。

②(学校)三十人学級、学校図書購入費、校舎の耐震対策強化やトイレ改修などのために教育予算の増額を…。市は小中学校の図書のための予算が少なく、父母が資源回収などで費用づくりをしています。耐震化率は全県平均(56・7%)以下の52・4%です。

③(子育て支援)市が学童保育に責任をもち、年齢の拡大と保育時間を延長し、子どもの医療費は通院を小学校まで無料に…。合併前の八頭、気高では学童保育に町村が責任を持っていましたが、合併で保護者会運営になりました。旧市でも、保護者まかせでは「問題がある」(教育長)と言われながら改善されていません。また、乳幼児医療費助成は松江市が就学前まで実現しましたが、鳥取市は五歳未満です。

④(街づくり)大型店の進出・拡大は無秩序を許さず、地域住民との合意ですすすめます。歴史と文化、市民の知恵をいかしたまちづくりを…。大型店の進出・拡大の野放しでは、地域のお金が本社のある県外に流れて、地域経済が疲弊します。地元商店と中心市街地を守るためには大型店の規制が必要です。

⑤(ゴミ・環境)家庭ゴミの有料化に反対します。ゴミ処理施設の大型化・広域化を中止し、リサイクルの徹底と小型焼却炉への転換を…。ゴミのリサイクル率は二十市町村中で最低(境港市21・8%に対し鳥取市は12・1%)です。有料化は市の責任を市民に転嫁するもので、有料化した市町村の多くはゴミの減量化につながっていません。市は広域行政管理組合の中心となり、東部のすべての可燃ゴミを燃やすための大型ゴミ焼却施設を河原町に住民無視でつくる計画です。米子市で可燃ゴミが増加しているように、大型施設はゴミ減量化に逆行します。

[政策・見解：日本共産党が市谷尚三さんを参議院に擁立](#)

投稿日時：2006-9-6 19:43:59 (1904 ヒット)

市谷尚三さんを参議院に

日本共産党鳥取県委員会は五日、来年の参院鳥取選挙区(定数1)候補に市谷尚三氏(68)＝鳥取市相生町4＝を擁立すると発表しました。



同選挙区には現職の常田享詳氏(62)＝自民＝が立候補を表明しているほか、民主党も擁立を予定しており、川上義博氏(55)の動向が注目されています。

市谷氏は4月の鳥取市長選挙でも一万五千票を獲得し健闘しました。

市谷氏は安部官房長官に対して「憲法改悪を公約するはじめての総理大臣が誕生しようとしている。子どもたちを再び戦場に送るようなことをしてはならない」と糾弾。「憲法を守り平和な日本を守るために力を尽くしたい」と強調しました。

そのうえで、「障害者自立支援法で障害者と家族の負担が増大し、大変な事態になっている。障害者の人権と生活を守るために悪法を変えたい。小泉改革で格差社会が広がり、大增税で国民は悲鳴をあげている。くらしと平和を守るために全力をあげたい」と決意を表明しました。

市谷氏は鳥取大学学芸学部を卒業後、一九九八年まで中学、養護学校の教員。県教職員組合書記長を務めました。

小村勝洋党県委員長は、「自民党か、民主党かの二大政党の選挙戦を強調する声もある。しかし、自公政権も民主党も教育基本法改悪、憲法改悪をしかけており、アメリカいいなり、大企業優遇で庶民大增税はいっしょ。日本の平和な将来と国民のくらしは、日本共産党の前進にかかっている」と強調しました。